

立山町空き店舗等出店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等を解消するとともに、町の商業の活性化と賑わいを創出するため、空き店舗等を活用した出店に要する経費に対し、補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 立山町立地適正化計画に規定する居住誘導区域をいう。
- (2) 地域生活振興拠点区域 立山町立地適正化計画に規定する地域生活振興拠点であって、寺田駅、稚子塚駅又は岩峠寺駅から半径500m以内の区域をいう。
- (3) 空き店舗等 店舗、事務所、倉庫又は住居の用に供していた建物で、現に使用されていないものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出店する店舗の業種が、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類のうち、次に掲げる分類のいずれかに該当すること。
 - ア 織物・衣服・身の回り品小売業（中分類57）
 - イ 飲食料品小売業（中分類58）
 - ウ 機械器具小売業（中分類59）
 - エ その他の小売業（中分類60）
 - オ 飲食店（中分類76）
 - カ 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77）
 - キ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）
- (2) 個人客が来店する事業であること。
- (3) 週4日以上かつ継続して3年以上営業を行う事業であること。

- (4) フランチャイズチェーン方式による出店でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業及びこれに類する営業でないこと。

（補助対象事業者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）

は、前条に掲げる事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住誘導区域及び地域生活振興拠点区域に所在する空き店舗等を賃借し、新たに出店しようとする法人、任意団体及び個人事業主（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 現に店舗を有していないこと。
- (3) 法人等が当該空き店舗等へ出店したことにより、町内の既存の店舗を空き店舗としないこと。
- (4) 立山舟橋商工会の会員であること。
- (5) 立山町地域通貨振興加盟店協会の会員であること。
- (6) 法人等及び法人等の代表権を有する者が、町税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ法人等ではないこと。
- (8) 当該空き店舗等の所有者の生計同一者若しくは 2 親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体ではないこと。
- (9) 過去にこの要綱と同様の趣旨の補助金交付を受けていないこと。
- (10) 国、県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- (11) その他町長が不適切と認める営業を行っている者ではないこと。

（補助対象経費、補助金の額等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、対象年度、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとし、町長は予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 立山町空き店舗等出店支援事業補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、立山町空き店舗等出店支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、工事等着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 立山舟橋商工会から開業や経営に関する指導を受けたことを証する書類
- (4) 登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合）
- (5) 規約等の写し（申請者が任意団体である場合）
- (6) 住民票の写し（申請者が個人事業主である場合）
- (7) 資格を証する書類の写し（開業に際して法律に基づく資格が必要な場合）
- (8) 工事等又は備品等購入に係る見積書の写し
- (9) 賃借している物件であることを証する書類（賃貸借契約書の写し等）
- (10) 店舗位置図及び平面図
- (11) 店舗の現況写真
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に立山町空き店舗等出店支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 補助事業により取得した備品等については、町長の承認を受けずに当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (3) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を町に納付すること。

(補助事業の内容変更等)

第9条 第7条に規定する交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第6条第1項の規定により申請した内容について変更又は中止しようとするときは、直ちに、立山町空き店舗等出店支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の10%以内の減額変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、内容の変更を認めたときは、補助事業者に対し立山町空き店舗等出店支援事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、立山町空き店舗等出店支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 事業実施を証する写真
- (4) 補助対象経費の支出の根拠を証する資料（領収書の写し等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の報告に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告

し、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定する場合にあっては、当該税額の確定後、速やかに、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第10号）を提出することにより町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条第1項の報告があったときは、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額を確定し、補助対象者に立山町空き店舗等出店支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、立山町空き店舗等出店支援事業補助金請求書（様式第12号）により、町長に当該補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、補助金の請求があった後、当該空き店舗等における開業を確認した上で、補助対象者に確定した補助金額を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の条件その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反し、又は第10条第2項に規定する消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を受けたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、町長は、当該補助事業者に対しその返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた補助事業者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（関係書類の保管等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業完了後5年間保存するものとする。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(立山町空き店舗活用開業支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 立山町空き店舗活用開業支援事業補助金交付要綱（令和3年立山町告示第82号）は、廃止する。
(立山町空き店舗活用開業支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の立山町空き店舗活用開業支援事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費	対象年度	補助率	補助金の上限額
空き店舗等への出 店に係る修繕費、 工事請負費（住宅 部分の改修費は除 く。）及び備品等 購入費	営業開始日の属す る年度	3分の1以内	(1) 居住誘導区域 120万円 (2) 地域生活振興 拠点区域 100万 円